

夷隅地域における「食」の魅力を通じた地域活性化イベント運営業務 委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「夷隅地域における「食」の魅力を通じた地域活性化イベント運営業務」の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県が作製する。

1 業務の名称

夷隅地域における「食」の魅力を通じた地域活性化イベント運営業務

2 業務の趣旨、目的

夷隅地域（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）は豊かな自然と多彩な観光資源、世界に誇れる食材、住みやすい環境が強みとしてある一方、急激な人口減少による地域活力の低下が課題となっている。

特色のある地域資源は各市町に多数あるものの、規模が小さいものも多く、訴求力のある観光資源としての活用が課題があることから、夷隅地域広域として、特定のテーマについて集約したイベントを開催することにより、地域全体の魅力発信や観光波及を図るもの。

テーマについては、夷隅地域4市町全てに日本酒の酒造業者が存在することから、「地酒」を1つのテーマとし、さらに、いすみ市における「美食の街いすみ「サンセバスチャン化計画」」や、御宿町で1609年に座礁したスペイン船を住民が救助したことから「日・西・墨三国交通発祥記念之碑」（メキシコ記念塔）が建てられるなど、交流があることにちなみ、スペインのバスク地方の料理である「ピンチョス」（夷隅地域各市町の食材を活用したもの）を2つ目のテーマとし、併せて楽しむ文化を夷隅地域の魅力として定着させることを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、地域の活性化に高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で企画の提案及び実施を行うこと。また、企画提案書では実施内容、業務フロー、人員配置体制を明らかにし、下記に示した業務が遂行可能であることが客観的に理解できるような内容を示すこと。

なお、情報発信は県担当者と定期的な打合せを行い、企画の実施時期に合わせた情報発信のために必要な情報の集約や告知画像の作成等を行うこと。

（1）イベントの企画立案及び実施運営

夷隅地域内の鉄道駅から徒歩圏内（概ね 10 分程度）の場所（具体的な場所は千葉県との協議により別に定める。なお、屋外で少なくとも 30メートル×10メートル以上の広さが確保できる場所を想定する。）において、夷隅管内の日本酒の試飲及びピンチョスの試食配付や販売を行うイベントを開催するものであり、夷隅地域の農林水産物（加工品を含む）等の魅力発信や観光への波及が期待できる企画を提案すること。

当該企画が円滑に進行するよう交渉、調整、手続、手配、会場設営、MC（司会）、音響機器のオペレーション、撤収、支払等、本事業に係る一切の業務を行うこと。ただし、千葉県との協議により別に定める開催会場の賃借に係る支払は除く。

ア 1回イベントを実施すること。

イ 県内外を問わず多くの参加者が見込まれる企画を実施すること。

ウ 開催時期は、令和8年3月中旬までの間とすること。

エ 夷隅地域全市町の食材を使用すること。知名度の高い農林水産物のみではなく、キョンやチーズなど幅広い食材を用いること。

オ 参加者への説明等により、夷隅地域に所在する酒造業者、農林水産物（加工品を含む）等について、理解が深まる企画を実施すること。

（2）県内外への情報発信

ア メディアや SNS を活用したイベントの PR など、夷隅地域の農林水産物（加工品を含む）の魅力発信や観光への波及に繋がる企画を実施すること。なお、WEB・SNS 広告を実施した場合は、PV、imp、CTR、リーチ数等を報告すること。

イ 県担当者と定期的な打合せを行い、企画の実施時期に合わせた情報発信のために必要な掲載文案や掲載画像を作成し、提供すること。

ウ 独自のメディア媒体や広報手段を用いた情報発信の提案が可能な場合は、企画提案書に明記すること。

（3）参加者アンケートの実施

今後の同様なイベント実施に資する情報収集のため、参加者アンケートを行うこととし、実施方法については、県と協議の上で決定すること。

（4）その他の独自提案事項

上記（1）、（2）の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案があれば実施すること。なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

（5）その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めることとする。

5 報告書の作成

事業完了時に、下記ア～ウ及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

ア 記録写真等

4（１）、（２）及び（４）により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

イ 掲載記事の収集

本事業を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。テレビ・ラジオについては、放映番組名、放送時間を一覧にしたものを提出すること（DVD 等への録画・録音は不要）。

ウ アンケート結果

本事業のアンケート（４（３）により実施した内容）の結果を報告すること。

エ 制作物

制作物については、印刷用電子データ（AI 等）で県に納品すること。

6 運営及び管理

（１）業務の実施

本業務の実施にあたっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、本業務の実施にあたっては、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

（２）業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

（３）事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

（４）経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。

ただし、千葉県との協議により別に定める開催場所の賃借に係る手続・支払は含めないこととする。

7 個人情報の取り扱い

本委託業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、別記

「個人情報取扱特記事項」に定めるとおり取り扱うものとする。

8 納品物品に関する責任の所在

本業務にかかるすべての納入物品については、受託者が最終的な責任を負うこと。

9 著作権

委託業務に係る成果物等の著作権は、全て委託者に帰属するものとする。

10 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業者及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

11 秘密の保持

委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

12 その他事項

(1) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(2) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(3) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あら

かじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(4) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県と受託事業者において協議の上決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。